

令和 7 年度使用目的のない個人所有の核燃料物質の保管管理等業務
に係る入札可能性調査実施要領

令和 7 年 6 月 2 日
原子力規制庁原子力規制部
原子力規制企画課

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、令和 7 年度使用目的のない個人所有の核燃料物質の保管管理等業務の請負者選定に当たって、企画競争入札に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、別添する仕様書に記載した内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の請負者を決定するに当たり企画競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、
1. 登録内容について、4. 提出先まで御登録をお願いします。

1. 登録内容

事業者名

- ・連絡先（住所、TEL、E-mail、担当者名）

2. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。

3. 公募期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 11 日（水）

※郵送の場合は「令和 7 年 6 月 11 日（水）必着」とします。

4. 提出先

郵送又は E-mail にてご提出願います。

【提出先】 〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

原子力規制庁原子力規制部

原子力規制企画課

三田 裕信、安達 泰之 宛て

【TEL】 03-5114-2109

【E-mail】 kiseikikakuka@nra.go.jp

仕様書

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1 業務名

令和7年度使用目的のない個人所有の核燃料物質の保管管理等業務

1. 2 適用

この仕様書は、原子力規制庁が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

1. 3 概要

本業務は、使用目的のない核燃料物質のうち自ら保管管理することに支障を伴う個人が所有するものであって、原子力規制庁が既に把握し、又は令和7年度内に原子力規制庁に連絡があり把握したものについて、保管管理等業務を行うものである。

1. 4 対象となる核燃料物質

別紙記載の核燃料物質及び令和7年度に原子力規制庁が把握した個人が所有する使用目的のない核燃料物質のうち、原子力規制庁が指定するもの。

1. 5 用語の定義

本書にて使用する用語について、表1に定義を示す。

表1 用語の定義

No.	用語	定義
1	炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
2	炉規法施行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）
3	IAEA	国際原子力機関
4	本件核燃料物質	本業務で保管管理の対象となる核燃料物質。別紙記載の核燃料物質並びに令和7年度に原子力規制庁が把握した個人が所有する使用目的のない核燃料物質のうち、原子力規制庁が指定するもの。
5	請負者	本業務に関して原子力規制庁と直接契約する者であり、本業務を実施する者。
5	所有者	本件核燃料物質を所有する個人

1. 6 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 業務内容

2. 1 保管管理業務

- (1) 本件核燃料物質を保管管理するにあたり、炉規法等の関係法令を遵守して適正に保管管理する。
併せて、保管管理に付随する IAEA の査察対応その他法令遵守に係り必要な対応を適正に行う。
- (2) 保管管理について、保管管理責任者を定め、本件核燃料物質に対する責任区分を明確にする。
- (3) 本件核燃料物質が滅失、散逸等することのないように注意するなど、適切な保全に努める。
- (4) 本件核燃料物質を他の試料と混合することがないように、区分して保管管理する。
- (6) 本件核燃料物質を保管管理設備等から出し入れする場合は、その出納状況を明らかにする。
- (7) 原子力規制庁又は所有者が別途指示するまでの間は、本件核燃料物質を保管管理設備等から出し入れができるように保管管理する。
- (8) 原子力規制庁又は所有者が保管管理状況の確認を行う必要がある場合には、請負者の立会いの下で実施する。
- (9) 保管管理をしている本件核燃料物質の量、性状、保管状況等を原子力規制庁に報告すること。
また、これらの状況に変更があった場合は速やかに報告する。

2. 2 分析業務

- (1) 原子力規制庁からの指示に基づき、保管管理に必要な範囲で核燃料物質の組成（同位体や不純物の濃度に係るものを含む）を分析する。
- (2) 分析した結果は記録し、本件業務の報告書に添付する。

2. 3 立会い等業務

- (1) 原子力規制庁からの指示に基づき、本件核燃料物質を所有者から請負者の保管管理設備等へ運搬するための積み込み等に際して、原子力規制庁とともに当該現場に立ち会うこと。
- (2) 必要に応じて原子力規制庁と協議の上で請負者により輸送又は梱包の作業を実施すること。

2. 4 その他

- (1) 請負者の保管施設が立地する都道府県及び市町村の担当部署に対する説明等の調整に関し、協力を行う。
- (2) 核燃料物質保管のために所有者の同意を取得するに際して等、所有者からの保管等に係る技術的な問合せに対応する。
- (3) 請負者は、請負者が必要とする際や、原子力規制庁からの求めに応じて、作業の進捗状況等について打合せ・協議を行うこと。

3. 実施体制・方法に関する事項

3. 1 実施体制

- (1) 請負者は、保管管理責任者を 1 名選定すること。
- (2) 保管管理責任者は専任である必要はないが、本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本業務を統括する立場にある者を配置するとともに、保管管理責任者の配

置を形式化してはならない。

- (3) IAEA 査察官と円滑に意思疎通ができる者を常時従事させるか、請負者の内部の職員として、いかなる時にも助言を受けられる状況を構築すること。
- (4) 原子力規制庁が保管管理責任者及び業務要員に業務の遂行に著しく不適当な者がいると認める場合には、保管管理責任者に対してその理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。請負者は、その要求に従い誠実に対応すること。
- (5) 本業務の実施にあたる原子力規制庁側の担当窓口は、原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課とする。

3. 2 実施要件

請負者は、以下の実施要件を全て満たしていること。

- (1) 請負者は、契約締結時において炉規法第 52 条に基づく核燃料物質の使用の許可を取得しており、当該許可の範囲で本業務を行うこと。
- (2) 新たに存在が確認された核燃料物質（本件契約に関するものに限る）を直ちに保管管理できるよう、請負者が許可を取得している核燃料物質の使用量が、現に使用している量に対して、少なくとも 10kg 以上の余裕を持ったものとなっていること。
- (3) 核燃料物質の形状・性状にかかわらず、核燃料物質の組成を分析できる施設・設備を有すること。
- (4) 請負者において IAEA による査察、補完的なアクセス等の経験を有し、英語を用いた質疑応答が可能であること。
- (5) 請負者は本業務の全部又は主要な部分（保管そのもの等）を再委託してはならない。
- (6) 請負者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (7) 本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本業務の一部（主要な部分を除く。）を再委託する場合は、請負者は、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を原子力規制庁に提出し、承認を受けること。

3. 3 実施場所

請負者が使用の許可を取得している場所又は 2. 3 に基づき立会い等を実施する場所

3. 4 実施に当たっての留意事項

- (1) 諸法令を遵守し、調査の円滑な遂行に努めること。
- (2) 万一、災害、事故、公害、苦情等が発生した場合には、適切な応急処置を講ずるとともに速やかに原子力規制庁に連絡すること。

4. 提出物に関する事項

4. 1 提出物、提出部数及び提出時期

請負者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するために提出する物、提出部数及び提出期日は表 2 のとおりとする。

表 2 提出物の一覧

	提出物	提出部数 (注 1)	提出期日
1	実施計画書	1	内容には工程表、実施体制図を含むこと。 契約締結後速やかに提出し、原子力規制庁の承認を受けること。 変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	情報セキュリティに関する書面 (注 2)	1	契約締結後速やかに提出
3	品質計画書 (注 3)	1	契約締結後速やかに提出
4	下請け届	1	契約締結時（無い場合は不要）
5	打合せ議事録	1	打合せ実施後 1 週間程度で提出
6	保管状況報告書	1	内容には保管数量と保管状況を含むこと。 情報に変更が発生した場合は都度提出。 変更がない場合でも前回提出から半年を超えない範囲で提出
7	品質保証活動状況報告書	1	品質保証活動状況確認時
8	情報セキュリティ対策報告書	1	納入時（契約満了時点まで）
9	報告書	1	契約満了時点における本表 No. 6 を添付すること。 納入時（契約満了時点まで）

(注 1) 原則として電子媒体で提出すること。

(注 2) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は 5. によるものとする。

(注 3) 品質計画書の要求事項は 6. によるものとする。

4. 2 提出場所

原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部 原子力規制企画課
東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 8 階

5. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) 本業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履

行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (5) 請負者は、原子力規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 請負者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

6. 品質管理

以下の要求事項を含む品質計画書を提出すること。

- (1) 品質管理体制
 - ・請負業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。
 - ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・実施責任体制が明確となっていること(保管管理責任者と品質管理責任者は兼務しないこと)。
- (2) 品質管理の具体的な方策
 - ・請負業務に対して品質を確保するための具体的な作業が明確にされていること。
- (3) 担当者の技術能力
 - ・業務に従事する者の技術能力を明確にすること。
- (4) 不適合管理
 - ・不適合発生時には、原子力規制庁又は所有者に速やかに報告し、適切な管理方法が明確にされていること。
- (5) 工程管理
 - ・進捗状況等の工程管理が明確にされていること。
 - ・期限までに作業が完了する工程であること。
 - ・各作業工程が明示され、必要に応じてホールドポイント等が明示されていること。
- (6) 調達管理
 - ・業務の一部や業務の実施に必要な物品を協力会社に外注する場合は、協力会社の技術能力を考慮して発注先を選定し、発注・契約に際しては、要求品質、業務内容、範囲及び期間を明記した調達文書を作成すること。
 - ・必要事項を「下請け届」に取りまとめ、提出すること。
 - ・業務の実施に当たり、知り得た情報に関する管理を確実に行うよう協力会社に指示すること。
 - ・協力会社からの成果品が要求品質に適合していることを確認すること。
- (7) 文書管理（記録の管理を含む）
 - ・請負業務に対して使用する文書（記録を含む）の維持・管理について明確にされていること。

7. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、4. に記載の提出書類及び納入品目が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により実施し難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制庁と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、原子力規制庁と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、原子力規制庁に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、原子力規制庁との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、原子力規制庁に移転する。請負者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に請負者の責めによる不備が発見された場合には、請負者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。